



埼玉県報

第 2976 号
平成 30 年(2018 年)
2 月 13 日
火曜日

目次

告示

- 埼玉県議会定例会の招集（財政課）
- 国民健康保険事業費納付金の算定に用いる数（国保医療課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の廃止に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 春日部都市計画道路の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 草加都市計画下水道事業古新田幹線の事業計画の変更認可（都市計画課）
- 県立学校教職員用コンピュータ賃貸借に関する落札者等の公示（高校教育指導課）
- 県立学校間ネットワークシステム及び県立学校ファイル共有サーバの機器賃貸借及び運用管理業務に関する契約の相手方等の公示（高校教育指導課）
- 一般国道 140 号の供用の開始（秩父県土整備事務所）
- 県道上長瀬停車場線の供用の開始（秩父県土整備事務所）
- 県道草加八潮三郷線の供用の開始（越谷県土整備事務所）
- 県道平方東京線の供用の開始（越谷県土整備事務所）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定（川越建築安全センター）
- 不在者投票を行うことができる施設の指定（選挙管理委員会）

告 示

埼玉県告示第百九号

埼玉県議会平成三十年二月定例会を二月二十日に招集する。

平成三十年二月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第百十号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第九条第三項、第五項及び第八項、第十条第三項及び第六項並びに第十一条第三項及び第六項の規定に基づき、平成三十年度国民健康保険事業費納付金の算定に用いる数を次のとおり定め、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年二月十三日

埼玉県知事 上田清司

係数	数値
医療費指数反映係数	一
一般納付金所得係数	一・一二九二五七五九八九一三八
一般納付金基礎額調整係数	一・〇八三〇七九六〇一七九八
後期高齢者支援金等納付金所得係数	一・一二一四六七〇六一二一六四
後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数	〇・九九九九九九九九四三一八
介護納付金納付金所得係数	一・一三〇四三七二九一三三七九
介護納付金納付金基礎額調整係数	〇・九九九九九九九九八三〇六三

告 示

埼玉県告示第百十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年二月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズスーパーモール川島（専門店棟）

埼玉県比企郡川島町大字上井草字壁ヶ谷戸千二百七十五番地外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二番一号

三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 川村嘉則

東京都千代田区丸の内一丁目三番二号

（変更後）株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二番一号

三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 橘正喜

東京都千代田区丸の内一丁目三番二号

ハ 変更年月日

平成二十九年六月二十七日

ニ 届出年月日

平成三十年一月二十九日

二 縦覧期間

平成三十年二月十三日から平成三十年六月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年二月十三日から平成三十年六月十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第百十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年二月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

丸広百貨店入間店

埼玉県入間市豊岡一丁目千八外

ロ 変更の概要

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前） 出入口の数 四か所 位置 図面省略

（変更後） 出入口の数 三か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

平成三十年六月一日

二 届出年月日

平成三十年一月二十九日

二 縦覧期間

平成三十年二月十三日から平成三十年六月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年二月十三日から平成三十年六月十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第百十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があつたので、同条第六項の規定により公告する。

平成三十年二月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社コジマ川越店

埼玉県川越市大塚新田三―一

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

株式会社コジマ 代表取締役 木村一義

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となる日

平成三十年五月一日

告 示

埼玉県告示第百十四号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成三十年二月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一六―二四―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県蓮田市大字根金字皿田七百二十三―一 外 八筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千六百九・二六立方メートル

告 示

埼玉県告示第百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年二月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

春日部都市計画道路三・三・二号国道十六号バイパス

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

春日部市大字増戸字天神原、さいたま市岩槻区大字長官字水保上の各一部

ロ 削除する土地の区域

なし

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県越谷県土整備事務所、春日部市都市整備部都市計画課、さいたま市都市局都市計画部都市計画課、さいたま市都市局北部都市・公園管理事務所管理課、さいたま市岩槻区役所総務課

四 縦覧期間

平成三十年二月十三日から平成三十年二月二十七日まで

告 示

埼玉県告示第百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二十四年埼玉県告示第二百二十二号で告示した草加都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成三十年二月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

八潮市

二 都市計画事業の種類及び名称

草加都市計画下水道事業古新田幹線

三 事業施行期間

平成二十四年三月二日から

平成三十五年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第百十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年二月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
県立学校教職員用コンピュータ賃貸借 2,822台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課学びの改革担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成29年12月18日
- 4 落札者の氏名及び住所
富士通リース株式会社 東京都千代田区神田練塀町3番地
- 5 落札金額
173,512,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成29年11月6日

告 示

埼玉県告示第百十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年二月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
県立学校間ネットワークシステム及び県立学校ファイル共有サーバの機器賃貸
借及び運用管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課学びの改革担当 埼玉県さいたま市浦
和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成29年12月5日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南2丁目15番3号
- 5 契約金額
38,989,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1
項第2号に該当

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年二月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年二月十三日

埼玉県秩父県土整備事務所長 森 田 好 一

<p>路 線 名</p>	<p>百四十号</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>秩父郡長瀨町大字長瀨字上梁瀬一五 五〇番三地先から 同郡皆野町大字金崎字梁瀬二二番一 四地先まで （ただし、関係図面に表示する部分 に限る。）</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成三十年二月十三日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十九年十月 二十七日付け埼玉 県秩父県土整備事 務所長告示第二十 号で告示した道路 予定区域の一部供 用開始である。 延長八四・九三メ ートル</p>

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年二月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年二月十三日

埼玉県秩父県土整備事務所長 森 田 好 一

路線名	上長瀬停車場線
供用開始の区間	秩父郡長瀬町大字長瀬字上梁瀬一五四一 番三地从先から同郡皆野町大字金崎字梁瀬二二番六地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)
供用開始の期日	平成三十年二月十三日
備考	平成二十九年十月二十七日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二十一号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。延長一四四・八八メートル

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年二月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年二月十三日

埼玉県越谷県土整備事務所長 細 田 哲 也

草加八潮三郷線	路線名
八潮市大字鶴ヶ曾根字沖通九三三番五地先から 八潮市大字鶴ヶ曾根字上根通七五番一地先まで	供用開始の区間
平成三十年二月十三日	供用開始の期日
	備考

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年二月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年二月十三日

埼玉県越谷県土整備事務所長 細 田 哲 也

平方東京線	路線名
八潮市大字鶴ヶ曾根字上根通五一番一地从先から 八潮市大字鶴ヶ曾根字上根通五一番三地先まで	供用開始の区間
平成三十年二月十三日	供用開始の期日
	備考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成三十年二月十三日

川越建築安全センター所長 高橋 浩 行

指定番号	第五号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成三十年一月三十日
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県朝霞市栄町四丁目</p> <p>千五百四十九―十二の一部、 千五百四十九―二十一の一部、 千五百四十九―三十三の一部、 千六百三十四―一、 千六百三十四―二の一部、 千六百三十六の一部、 千六百三十三―一の一部</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	七十一・〇
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	十六・〇

告 示

埼玉県選管告示第七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者
投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成三十年二月十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
老人ホーム	社会福祉法人春栄会 特別養護老人ホーム おおまし	埼玉県春日部市下大増新田七 十八番地一
老人ホーム	社会福祉法人みゆき会 特別養護老人ホーム さつての里（ユニット型）	埼玉県幸手市大字松石字西六 番一
老人ホーム	社会福祉法人みゆき会 特別養護老人ホーム さつての里（従来型）	埼玉県幸手市大字松石字西六 番一